

・所得税確定申告の申告 ・住民税(町道民税)の申告 **が始まります**

所得税の還付申告は1月25日(月)から、納付申告は2月16日(火)から受け付けます。

今年も所得税の確定申告、住民税の申告受付が始まります。

「前年の申告書控」「確定申告の手引き」などを参考に、ご自分で申告書を作成し、早めに提出ください。申告会場にお越しの際は、印鑑、「前年の申告書等の控」をご持参ください。

受付期間・場所・時間

1月25日(月)～3月15日(月)

役場庁舎 地下会議室 9時～12時、13時～17時

【税務署、役場とも土・日曜日と祝日は閉庁日となります】

所得税の還付申告

○年末調整をした給与所得者で医療費控除、住宅借入金等特別控除などがある方

○年末調整をしていない方や所得が公的年金などで、医療費控除、社会保険料控除、寡婦(寡夫)控除や障害者控除などを受けることができる方で、所得税を納め過ぎになっている方

○源泉徴収票(給与・年金など)、還付金の振込先が分かるもののほか、次の書類が必要です。

- ・医療費控除を受ける方は、1～12月に支払った医療費や薬代などの領収書とその明細書
- ・年末調整をしていない方は、1～12月に納付した国民健康保険税や介護保険料などの支払額が確認できるもの、国民年金保険料や生命保険料・地震保険料の控除証明書など
- ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、住民票、金融機関が発行した借入金の年末残高証明書、住宅および土地の売買または請負契約書の写し、住宅および土地の登記事項証明書または権利書の写しなど

所得税の納付申告

所得税が納付になる方の申告は、2月16日(火)からです。

土地や建物を売って譲渡所得がある人や事業所得などがある人は税務署で申告してください。

住民税の申告

芽室町にお住まいの方は、原則として住民税の申告が必要です。住民税課税において国民健康保険税、扶養控除、寡婦(寡夫)控除や障害者控除、医療費控除などが控除になる方は住民税額に影響しますので必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告をされた方は必要ありません。

所得税の確定申告書が
国税庁ホームページで作成できます。

<http://www.nta.go.jp/>

平成22年度分の住民税から 住宅ローン控除の申告が不要になります

平成11～18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方⇒昨年まで提出いただいた住民税の住宅ローン控除の申告が不要になります。

ただし、所得税から控除しきれなかった額があるのに、源泉徴収票の摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」の記載がない場合や退職所得・山林所得を有する場合は、3月15日までに申告が必要です。

また、確定申告で住宅ローン控除の申告をする方は、必ず確定申告書に居住開始年月日を記載してください。

☎帯広税務署

☎24-2161

☎役場税務課町民税係

☎62-9722(内135・136)

✉ z-tyouminzei@memuro.net